

ビッグデータ利活用に向けた 政府の取組状況について

平成26年11月

内閣官房

知的財産戦略推進事務局

知的財産推進計画2014におけるビッグデータに関する記述

(公共データの二次利用の促進・ビッグデータビジネスの振興等)

- ◆ 公的機関が保有する公共データに関して、ビジネスや教育を含む公共サービスにおける利用促進のための統一的なルール等の基盤整備について検証を行いつつ、必要な措置を講じる。(内閣官房)
- ◆ 情報通信技術の進展に伴って各事業分野において大量に生成されるユーザー情報、映像・音声、センサー情報といった、価値ある知的財産を生み出すビッグデータを経営資源として捉え、これを利活用した新ビジネス創出・高付加価値化を進めるため、プライバシー保護等と利活用のバランスに配慮したパーソナルデータの取扱いに係るルール等の事業環境整備や、リスク低減を図りつつデータを利活用する社会基盤や技術等のデータの収集・蓄積・分析による多様な付加価値の創造に資する研究開発等に取り組む。(内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省)

① 公共データのオープン化の取組状況 (内閣官房IT総合戦略本部 等)

✓ 行政が預かっているデータは国民共通の財産であって、原則として、誰もが自由に、営利目的も含め二次利用できる条件で公開すべきという考え方。昨年6月のG8サミット首脳宣言においても、「オープンデータの推進」が明記され世界の潮流になっている。



- 日本では、平成24年7月に電子行政オープンデータ戦略をIT総合戦略本部で決定。昨年6月の日本再興戦略、世界最先端IT国家創造宣言にもオープンデータに関する具体的な取組を明記。
- 平成25年度に、各府省庁データの案内・横断的検索を可能とする「データカタログサイト」の試行版を立ち上げ(本年10月に本格運用開始)、一万件以上のデータセットを自由な二次利用を認める利用規則(クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 CC-BY)で公開。機械判読に適したデータ形式での公開拡大を推進。
- 本年6月に、原則二次利用可能とする各府省ホームページの利用規約のひな形「政府標準利用規約(第1.0版)」を各府省CIO連絡会議で決定。
- 知財との関係については、国に著作権があるものは、商用利用も含め原則二次利用可能(第三者に著作権があるものは利用者の責任で権利処理する)としている。

②ユーザー情報、センサー情報等の利活用 (内閣官房 IT総合戦略本部等)

- ✓ 自動車、家電、スマホ等の製品がインターネットに接続するようになり、これらがセンサーとして多種多様な情報・データを取得。
- ✓ また、ITインフラの充実や情報処理技術の高度化等により、これらの大量データの集積・分析が可能に。



- データ量の多寡を問わず、如何にデータから価値を生み出し、新産業の創出や社会問題の解決につなげるかが課題。
- 特に利用価値が高いといわれる個人の行動・状態等に関するデータ(パーソナルデータ)の取扱いについては、利活用を円滑に進めるため、個人情報及びプライバシー保護との両立を可能とする環境整備が必要。
 - ・IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」(平成25年9月～)
 - ・パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱:平成26年6月
 - ・次期通常国会への個人情報保護法等の改正法案提出に向けて、内閣官房において準備が進められているところ。

③リサーチデータのオープン化 (内閣府 総合科学技術・イノベーション会議)

- ✓ 公的助成を受けた研究成果については、広く国民に知らされ利活用されるべき、との基本理念に加えて、近年、研究開発のコストが増大する中で研究成果の相互利用によるイノベーションの効率化への期待から、世界的に見て論文のオープンアクセスが進みつつある。
- ✓ 米国ではNIHが先行して取り組み、平成26年2月時点で8割の論文についてオープンアクセスが可能に。
- ✓ また、論文で引用されたエビデンスや実験データ等の「研究データ」のオープン化もG8等で議論されているところ。(平成25年6月のG8科学大臣会合及びアカデミー会長会合にて、研究データのオープン化に関する共同声明発表)



- 論文、研究データのオープン化について、日本では研究開発予算を担当する各省庁及び資金配分機関、大学・研究機関等が個別に取り組んできたところ。
- 今後、総合科学技術・イノベーション会議を中心に、国際的動向を踏まえた論文、研究データのオープン化の在り方について検討が進められる予定。

(参考)第1回検証・評価・企画委員会での関連意見

喜連川本委員：

- ・一回もビッグデータという言葉が出てこなかった。昨年はいろいろ話題にはなったと思うのでもう少し真正面から取り組んでほしい。
- ・ローデータが非常に重要な意味を持っているが、こういう学術情報基盤というものを国家としてどのように整備するのか極めて重要。

野口委員：

- ・米国NIHでは、国が予算をつけた研究成果の論文及びローデータ(論文で引用されている証拠のデータ)が全てデータベースになっていて、誰でもアクセスできる。他方、日本ではバイ・ドール制度により、著作権もないような研究データも全て誰かの権利になっていてデータベースで公表できないような運用になっている。

後藤委員：

- ・日本は人文系、社会科学系の学術の発信が非常に弱いということを言われている。いかに全体としてネットワークを構築していくかを検討する必要がある。